平成２４年（フ）第７６号
長崎県島原市先魁町1163番地33、前住所長崎県島原市新湊１丁目31番地
債務者　北浦　賢蔵
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
熊本県玉名市伊倉北方265　城ヶ崎病院病棟内、住民票上の住所熊本県玉名市中1772番地
債務者　内田　博司
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第９８号
熊本県玉名市山田2051番地２
債務者　村上　紀仁
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第９９号
熊本県玉名市山田2051番地２
債務者　村上　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１０１号
熊本県荒尾市八幡台１丁目21番16号
債務者　芥川　博美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２５５号
神奈川県横須賀市上町３丁目16番地　第２高梨ビル302
債務者　前田　芳宏
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６０号
神奈川県横須賀市西逸見町３丁目101番地11
債務者　村山　健治
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６７号
神奈川県横須賀市阿部倉17番Ｇ―504号
債務者　並木　清二
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１２３号
愛媛県新居浜市港町21番２号、前住所愛媛県新居浜市庄内町３丁目１番101号、住民票上の前住所愛媛県新居浜市庄内町３丁目１番111号
債務者　白石美由紀（旧姓眞鍋）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第６４号
青森県つがる市木造兼館燕口14番地
債務者　木村英津子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字沖原117番地
債務者　成田　　愛
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目21番２―105号
債務者　渡邉　幸裕
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２３４号
名古屋市中川区二女子町３丁目49番地の２
債務者　松下　茂人
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５８号
和歌山県海南市名高415番地
債務者　久保由美子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０４号
和歌山市市小路98番地　コーポ池尾306
債務者　森本ひとみ（旧姓薗部）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４８２６号
東京都豊島区南長崎１―４―５　ウィンベルソロ西目白202号室、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区櫛引町２丁目172番地　アーバン渋谷Ａ102
債務者　荒井　進一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８２７号
埼玉県さいたま市北区櫛引町２丁目172番地アーバン渋谷Ａ102
債務者　荒井　元美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部